

「HACCP 導入型自主衛生管理支援事業」実施要領（素案）

1 目的

本要領は、「千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例」第 12 条に基づき、消費者への、食品事業者が自主的に「HACCP 導入型基準」による衛生管理を行っていることに関する情報提供について、県ホームページを活用した支援を行い、食品等の安全・安心の確保のために行なう食品関連事業者の自主的活動の促進を図ることを目的として定めるものである。

なお、本要領は、千葉県行政手続条例第 34 条に基づく行政指導指針である。

2 定義

この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「食品」とは、すべての飲食物（その原料又は材料として使用される農林水産物を含み、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。）をいう。
- (2)「食品等」とは、食品、添加物（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 4 条第 2 項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第 4 項に規定する器具をいう。）又は容器包装（同条第 5 項に規定する容器包装をいう。）をいう。
- (3)「食品事業者」とは、食品等の生産、その他事業活動を行う事業者をいう。

3 事業内容

県は、食品事業者が自主的に「HACCP 導入型基準」による衛生管理を行っていることについて、報告があった場合に、県ホームページ「食の安全・安心電子館」にその情報を掲載し、広く県民に周知する。

4 事業の対象

県内で食品等を取り扱う食品事業者（千葉市、船橋市、柏市を除く。）。

5 事業の利用方法

食品関連事業者は、様式 1「HACCP 導入型自主衛生管理実施報告書（以下「報告書」という。）」及び様式 2「HACCP 導入型自主衛生管理セルフチェックシート（以下「チェックシート」という。）」を事業所の所在地を管轄する健康福祉センター（保健所）に提出する。

6 掲載内容

- (1) 報告書の受理年月日
- (2) 事業者名及び施設所在地
- (3) 営業の種類
- (4) HACCP 方式にて製造される製品の名称又は HACCP 方式を取り入れている工程等

7 報告書受理に係る事務処理

- (1) 報告書を受理した健康福祉センター（保健所）は、速やかに県衛生指導課に報告する。
- (2) 県衛生指導課は、受理した報告書に基づき、県ホームページ「食の安全・安心電子館」に掲載する。

附則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。